

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 保険税率・料率が決定しました

TOPICS_01

特にお知らせしたいこと

令和8年度 国民健康保険税

▼ 8年度の税率 ※ () カッコ内は前年度

区分	医療分	支援分	介護分 (40歳～64歳の加入者)	子ども分 (令和8年度新設) ※2
所得割 ※1	7.18 % (7.18 %)	2.90 % (2.90 %)	2.73 % (2.73 %)	0.28 %
均等割 加入者1人あたり	30,500円 (30,500円)	12,400円 (12,400円)	13,700円 (13,700円)	1,300円 ※3
平等割 1世帯あたり	21,500円 (21,500円)	8,500円 (8,500円)	6,900円 (6,900円)	900円
課税限度額	67万円 (66万円)	26万円 (26万円)	17万円 (17万円)	3万円

※1 所得割：加入者の基準総所得に応じて計算します（基準総所得＝前年の総所得金額等－基礎控除43万円）

※2 「子ども・子育て支援（納付）金分」を「子ども分」と表記しています。

※3 子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代）については、均等割額が全額軽減されます。（8年度は、9年3月31日時点で18歳以下の者）

■ 保険税率改定の考え方

将来にわたり安定的な国保運営を維持するため、市と県が共に運営主体となり、9年度に標準保険税率の統一を図り、県全体で支え合う仕組み作りが進められています。8年度は、新設された「子ども・子育て支援金制度」の負担が増えることを考慮し、国保事業財政調整基金を約4,800万円活用することで医療分、支援分、介護分の保険税率を据え置きました。



◀市HP

令和8・9年度 後期高齢者医療保険料

▼ 8・9年度の料率 ※ () カッコ内は前年度

区分	均等割額	所得割額	賦課限度額
医療分	58,427円 (52,791円)	10.77 % (11.24 %)	85万円 (80万円)
子ども分 ※4	1,351円	0.24%	2.1万円

※4 子ども分は8年度から10年度にかけて1年ごとに見直されます。

■ 保険料改定の背景

少子化対策の抜本的強化のため、全世代・全経済主体で支える仕組みとして創設された「子ども・子育て支援金制度」の負担分を、医療保険の保険料と併せて賦課・徴収することとなりました（左図、「子ども分」）。

低所得世帯への軽減対象の拡充

低所得世帯を対象に行う均等割、平等割（国保税）の軽減制度の基準額が引き上げられ、軽減対象が拡充されました。

前年の総所得金額等（世帯主＋被保険者）が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円＋10万円×（年金・給与所得者数*－1）	7割
43万円＋31万円×被保険者数＋10万円×（年金・給与所得者数－1）	5割
43万円＋57万円×被保険者数＋10万円×（年金・給与所得者数－1）	2割

*同一世帯内の被保険者と世帯主のうち給与所得、公的年金等所得またはその両方がある人
後期高齢者医療保険料の医療分7割軽減対象者は、令和8・9年度のみ特例措置により7.2割軽減となります。（子ども分は、特例措置がないため7割軽減となります。）

保険税（料）額の通知

国民健康保険税納入通知書、後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月中旬に発送予定です。
個々の保険税（料）額は、通知書でご確認ください。

問い合わせ＝国民健康保険税について：国保医療課（559-5050 FAX 559-2636）
後期高齢者医療保険料について：兵庫県後期高齢者医療広域連合（078-326-2021）